

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	資料 8 - 5
提出年月日	令和 5 年 3 月 2 日

ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料

指摘事項

No. 230206-20	緊急時対策所	61-7) 全交流動力電源が喪失した場合に、緊急時対策所の設備が代替電源設備からの給電を可能な設計としていることについて、先行審査実績の整理結果を踏まえて記載を検討し説明すること。
---------------	--------	---

回答

女川 2 号炉は、全交流動力電源喪失時に常設代替交流電源設備により緊急時対策所のすべての電源負荷に給電することから、緊急時対策所の代替電源設備の適合方針として常設代替交流電源設備を記載しているのに対し、泊 3 号炉では緊急時対策所に設置する通信連絡設備に給電可能な常設代替電源設備について記載している。

先行実績を再度、表 1 のとおり整理した結果、通信連絡設備に対する代替電源からの給電の適合方針は第 62 条の適合方針として記載されることから泊 3 号炉第 61 条の適合方針の記載箇所からは削除する。

表1 設置許可基準規則要求事項に対する各社の適合方針の状況（電源設備に関する事項）（1/2）

設置許可基準規則 (技術基準規則)	要求事項	大飯3/4号炉	東海第二発電所	女川2号炉	島根2号炉	泊3号炉
34条(46条) 緊急時対策所	—	—	—	—	—	—
35条(47条) 通信連絡設備	<p>解釈2) 第2項に規定する「通信連絡する必要がある場所と通信連絡がで きる」とは、所外必要箇所への事 故の発生等に係る連絡を音声に より行うことができる通信連絡 設備、及び所内(原子炉制御室等) から所外の緊急時対策支援シス テム(ERSS)等へ必要なデータを 伝送できる設備を常時使用でき ることをいう。</p> <p>解釈4) 第35条において、通信連絡設備 等については、非常用所内電源系 又は無停電電源に接続し、外部電 源が期待できない場合でも動作 可能でなければならない。</p>	3号炉非常用母 線から給電	2号炉非常用母 線から給電	2号炉非常用高 圧母線から給電	2号炉非常用所 内電気設備から 給電	①3号炉非常用 母線から給電
		①3号炉非常用 母線から給電(デ イセル発電機) ②無停電電源装 置を設置	①2号炉非常用 母線から給電(非 常用デイセル 発電機) ②無停電電源装 置を設置	①2号炉非常用 高圧母線から給 電(非常用デ イセル発電機) ②無停電電源装 置を設置	①2号炉非常用 所内電気設備か ら給電(非常用デ イセル発電機) ②無停電電源装 置を設置	①3号炉非常用 電母線から給電 (デイセル発 電機) ②無停電電源装 置を設置

表 1 設置許可基準規則要求事項に対する各社の適合方針の状況（電源設備に関する事項）（2/2）

設置許可基準規則 (技術基準規則)	要求事項	大飯3/4号炉	東海第二発電所	女川2号炉	島根2号炉	泊3号炉
61条(76条) 緊急時対策所	解釈1 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。	①電源車(緊急時対策所用)から給電。複数台配備による多重性確保	①緊急時対策所用発電機から給電。複数台所持による多重性確保	①ガスタービン発電機から給電 ②電源車(緊急時対策所用)を配備し多様性を確保	①緊急時対策所用発電機から給電。複数台配備による多重性確保	①緊急時対策所用発電機から給電。複数台配備による多重性確保 ②代替非常用発電機から通信連絡設備に給電。
62条(77条) 通信連絡設備	解釈1 a) 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。	①電源車(緊急時対策所用)から給電 ②3号炉及び4号炉に設置する安全パラメータ表示システム(SPDS)は空冷式非常用発電装置から給電	①緊急時対策所用発電機から給電。 ②原子炉付属建屋に設置するデータ伝送装置は常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源から給電	①ガスタービン発電機又は電源車(緊急時対策所用)から給電。 ②2号炉制御建屋に設置するデータ収集装置は、ガスタービン発電機又は電源車から給電	①緊急時対策所用発電機から給電 廃棄物処理建屋内に設置するデータ収集サーバーは常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源から給電	①緊急時対策所用発電機から給電 ②緊急時対策所の通信連絡設備及び3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集サーバーは代替非常用発電機から給電